

平成28年6月定例会

# 市民環境委員会資料

1 過去10年における住居表示実施箇所リスト

市民活動部 地域活動推進課

実施年月日				実施町名 (新町設定)	備考
元号	年	月	日		町数
平成	18	9	25	中登美ヶ丘六丁目	1
平成	18	12	4	帝塚山西一丁目・二丁目	2
平成	25	1	15	中登美ヶ丘五丁目	1
平成	28	1	12	青野町一丁目・二丁目	2
小	計				6

実施年月日				実施町名 (編入分)	備考
元号	年	月	日		町数
平成	18	5	24	大宮町一丁目・二丁目、三条宮前町、三条本町	4
平成	18	9	25	北登美ヶ丘一丁目	1
平成	18	12	4	帝塚山中町、帝塚山南二丁目・三丁目	3
平成	20	2	4	西千代ヶ丘三丁目	1
平成	22	12	18	あやめ池北一丁目～三丁目	3
平成	23	2	28	六条西三・五・六丁目	3
平成	25	1	15	中登美ヶ丘六丁目・法蓮佐保山四丁目	2
平成	25	11	25	西登美ヶ丘八丁目	1
平成	26	1	20	西大寺国見町二丁目	1
平成	26	11	25	中登美ヶ丘五丁目	1
平成	27	1	19	菅野台、あやめ池南八丁目	2
平成	28	1	12	西大寺南町、疋田町一丁目	2
小	計				24

2 議案第83号に係る住居表示審議会の議事録

市民活動部 地域活動推進課

平成27年度 第2回奈良市住居表示審議会会議録	
開催日時	平成28年2月16日(火) 午前9時55分～午前10時30分
開催場所	奈良市役所北棟6階 第22会議室
議 事	1 開会 2 出欠状況の報告 3 議題 (1) 諮問第1号について (2) 実施報告 4 閉会
出席者	委 員 碓井会長、大矢副会長、金森委員、鹿谷委員、今西委員、鎌谷委員、竹本委員、米津委員、下江特別委員、花内特別委員、渡邊特別委員 【計11人出席】 (植野委員、梅田委員、武嶋委員は欠席)
	事務局 松田市民活動部次長、園部地域活動推進課長、中室課長補佐、木下係長、杵本係員
開催形態	公開(傍聴人0人)
担当課	市民活動部 地域活動推進課
議事の内容	
2 出欠状況の報告	
審議会委員総数14名の内、出席委員が11名であったため、奈良市住居表示審議会規則第5条第2項により会議が成立したことを報告した。	
3 (1) 諮問第1号について	
諮問第1号「住居表示に関する法律第5条の規定による町の区域の合理化について」～近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行区域内菅原町とその周辺～(菅原町、横領町、宝来町、青野町及び西大寺国見町二丁目の各一部)	
審議の結果、諮問どおり答申することとなった。	
〔質疑・意見の要旨〕	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(花内特別委員) この地図では区画整理事業区域には家がまだ建っていないように描かれているが、実際には家が建っている。</li> <li>・(大矢委員) 宝来町と横領町の各一部を西大寺国見町二丁目に編入することによって、西大寺国見町二丁目と菅原東二丁目に入り込むような形に1軒になるが、それは開発が西大寺国見町二丁目側であったからか。</li> </ul>	

→ (事務局 木下) この1宅地は横領町と宝来町と西大寺国見町二丁目にまたがっている。住民登録は西大寺国見町二丁目であり、出入り口も西大寺国見町二丁目側にある。住民も西大寺国見町二丁目に入らされることを希望している。

また、西大寺国見町二丁目が菅原東二丁目に入り込むか、菅原東二丁目と西大寺国見町二丁目に入り込むかのどちらかに入り込む形になります。

・ (竹本委員) 菅原東二丁目になる対象区域の宝来町は道路の東向き車線と西向き車線を含んだ南側までか。

→ (事務局 木下) そのとおり。阪奈道路の南側を町界とする。

・ (碓井会長) 菅原東二丁目・三丁目になる部分の南側が飛び出ている。

→ (事務局 木下) 道路の南側の筆で切っているから。

・ (碓井会長) 宝来町と横領町の各一部を編入すると西大寺国見町二丁目の西側が飛び出ることになるが、その部分は将来的に菅原東二丁目に入らされるのか。

→ (事務局 木下) 菅原東二丁目には編入しない。仮に菅原東二丁目に入らしても西大寺国見町二丁目側に飛び出ることになるので、住民の不便等を考慮した結果西大寺国見町二丁目に入らすることになった。

・ (竹本委員) 今回の変更部分は、奈良警察署と奈良西警察署の管内に入っている。今回の変更で宝来町部分の管轄が奈良警察署から奈良西警察署に変わる。

・ (竹本委員) 宝来町部分に住民はいるのか。昔なかったように思うのだが。

→ (事務局 木下) 宝来町について約10世帯ほど住民はいる。

・ (竹本委員) 奈良警察署から奈良西警察署に免許証の変更等の管轄が恐らく変更されることは周知できているのか。

→ (事務局 木下) そこまでまだ周知できていない。

・ (碓井会長) 警察署の管轄に変更があるのであれば、消防など他に影響のあるところはないか調べる必要がある。

→ (事務局 木下) 確認する。

・ (碓井会長) 町名の変更等をGISに反映するため、国土地理院に通知してほしい。

→ (事務局 木下) 了解した。国土地理院には照会・回答で通知している。

・ (事務局 木下) 補足だが奈良市では道路部分で町界を区切る際、道路の南側で切るようにしている。

・(竹本委員) 宝来町部分の同意はとれているのか。防犯等の取り組みは変更後どうなるのか。

→(下江特別委員) 菅原東自治会区域内であるので同意はとれている。菅原東町自治会として一緒に活動している。

・(竹本委員) 西大寺国見町二丁目に編入される部分については防犯等の取り組みなどどうなるのか。

→(下江特別委員) 西大寺国見町二丁目の自治会として一緒に活動している。

(碓井会長) 他にございませんか。ないようですので諮問第1号の「住居表示に関する法律第5条の規定による町の区域の合理化について」は諮問どおり答申することといたしますが、ご異議ございませんか。

→「異議なし」の声

(碓井会長) 異議なしと認めます。よって諮問どおり答申することに決定いたします。